

令和 8 年度

水 防 計 画

館林地区消防組合

目 次

【本編】

第1章 総則	1
1. 1 目的	
1. 2 用語の定義	
1. 3 水防の責任等	
1. 4 水防計画の作成及び変更	
1. 5 安全配慮	
第2章 水防組織	4
2. 1 館林地区消防組合（水防本部）における水防組織	
2. 2 事務分掌	
2. 3 水防協力機関の組織	
第3章 重要水防箇所	6
第4章 洪水予報	6
4. 1 気象庁が行う予報及び警報	
4. 2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報	
4. 3 水位周知河川における水位到達情報及び水防警報	
4. 4 国土交通省が行う水位到達情報及び水防警報	
4. 5 県が行う水位到達情報及び水防警報	
第5章 水位等の観測、通報及び公表	22
5. 1 雨量観測	
5. 2 水位の観測	
5. 3 欠測時の措置	
第6章 樋門等及びその操作	23
第7章 通信連絡輸送	24
7. 1 水防連絡施設	
7. 2 輸送	
7. 3 指定特殊機械所有者	
7. 4 輸送の安全措置	
第8章 水防施設資器材の整備運用	25
8. 1 水防倉庫及び備蓄資器材	
8. 2 河川防災ステーション	

第9章 水防活動	26
9. 1 水防配備及び活動	
9. 2 巡視及び警戒	
9. 3 水防作業	
9. 4 緊急通行	
9. 5 警戒区域の指定	
9. 6 避難のための立退き	
9. 7 決壊・漏水等の通報	
9. 8 水防配備の解除	
第10章 水防信号及び水防標識	30
10. 1 水防信号	
10. 2 水防標識	
第11章 協力及び応援	31
11. 1 河川管理者の協力及び援助（直轄河川）	
11. 2 河川管理者の協力及び援助（県管理河川）	
11. 3 下水道管理者の協力（県管理下水道）	
11. 4 水防管理団体相互の応援及び相互協定	
11. 5 隣接水防管理団体との応援協定	
11. 6 警察官の援助要求	
11. 7 自衛隊の派遣要請	
11. 8 住民、自主防災組織等との連携	
第12章 公用負担	34
第13章 水防報告	35
第14章 水防訓練	35
第15章 浸水想定区域の指定及びその区域における円滑かつ 迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	35
15. 1 洪水浸水想定区域の指定状況	
15. 2 要配慮施設における措置の概要	
15. 3 大規模工場等における措置の概要	
第16章 水防協力団体	36
16. 1 水防協力団体の指定	
16. 2 水防協力団体の業務	
16. 3 水防協力団体の申請・指定及び運用	
16. 4 水防協力団体との連携	

【 本 編 】

第1章 総 則

1. 1 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、群馬県知事（以下「知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる館林地区消防組合が、法第 33 条第 1 項の規定に基づき、群馬県水防計画に応じて管内河川の洪水等による水災を警戒し、防除し及びこれらによる被害を軽減するために、水防上必要な事項を定め水防活動の万全を期し、もって、公共の安全を保持することを目的とする。

1. 2 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

- (1) 水防管理団体
水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。（法第 2 条第 2 項）
- (2) 指定水防管理団体
水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。（法第 4 条）
- (3) 水防管理者
水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第 2 条第 3 項）
- (4) 消防機関
消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。（法第 2 条第 4 項）
- (5) 消防機関の長
消防機関を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。（法第 2 条第 5 項）
- (6) 水防団
法第 6 条に規定する水防団をいう。
- (7) 量水標管理者
量水標その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）
県の水防計画で定める量水標管理者は、県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。（法第 12 条）
- (8) 水防協力団体
水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。（法第 36 条第 1 項）
- (9) 洪水予報河川
国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水等により国民経済上重大又は相当な損

害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

(10) 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水等により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川等（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は知事が、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。（法第 13 条）

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報及び氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水等のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水等による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

市町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難情報の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 氾濫開始相当水位

ある河川の一連の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において堤防天端高など氾濫が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ基準水位観測所に換算した水位のこと。市町長の緊急安全確保の発令判断の目安となる水位。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、越水等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう。(法第 14 条)

(20) 浸水被害軽減区域

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造部が存する土地（その条項がこれに類するものとして国土交通省で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう。(法第 15 条の 6)

1. 3 水防の責任等

(1) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 居住者等の水防義務

水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長により、出動を命ぜられた場合は直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。

1. 4 水防計画の作成及び変更

(1) 水防計画の作成及び変更

水防管理者は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更（軽微なものを除く。）するとき、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、知事に届け出るものとする。また、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(2) 水防協議会の設置

消防組合は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、館林地区消防組合水防協議会条例で定めるものとする。

1. 5 安全配慮

水防活動に当たっては、活動環境及び活動内容を的確に把握し、それに適応した安全措置を講じ、常に安全確保に努めなければならない。また、水防従事者は安全確保の基本が自己にあることを認識するとともに、常に水防従事者相互が安全に配慮し合い、危険防止に努めなければならない。

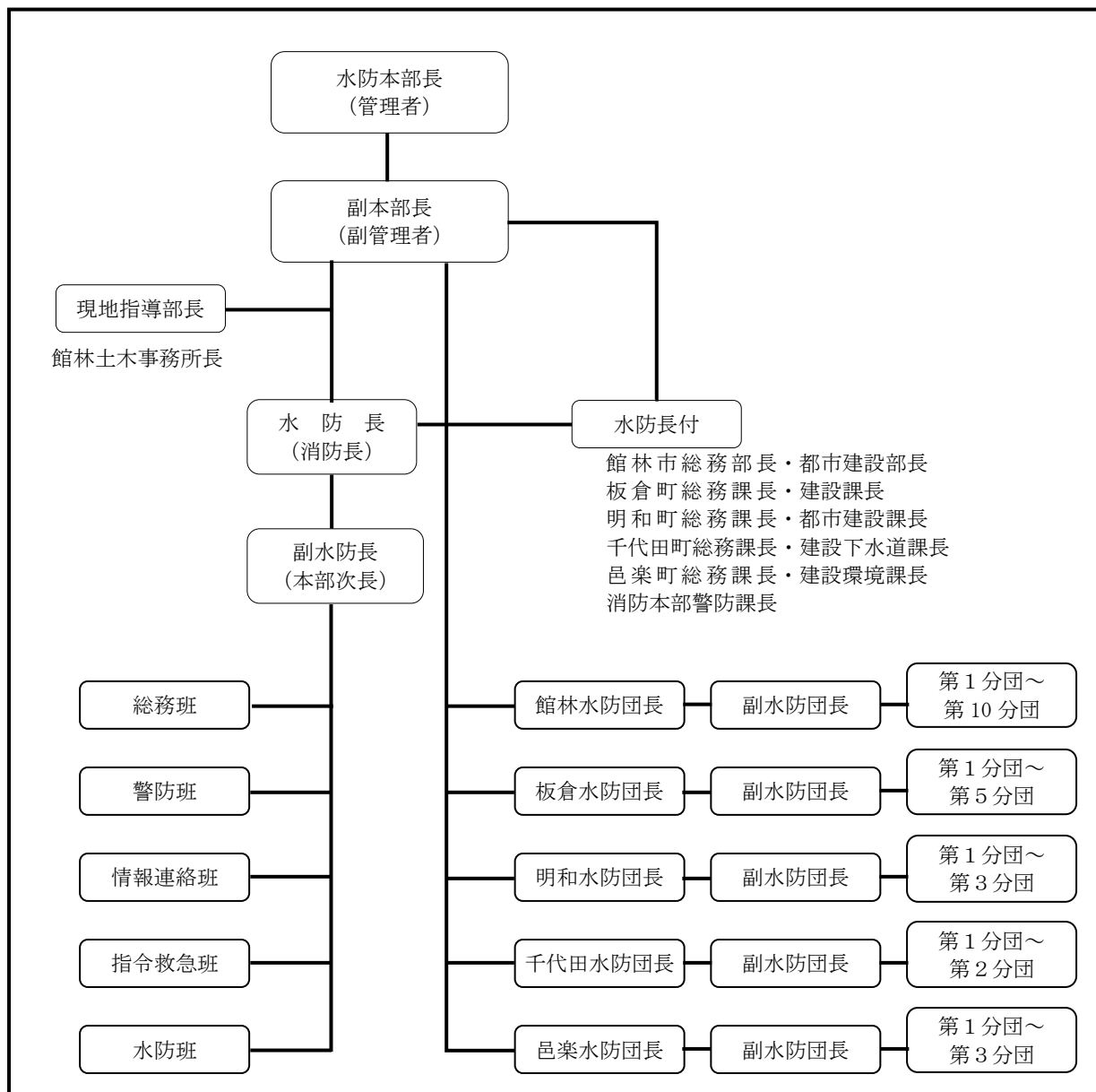
第2章 水防組織

群馬県水防計画に基づき、知事より水防に関係のある気象についての予報及び警報等の通知により、洪水の恐れがあると認めるとき、又は管理者自ら必要と認めるときは、直ちに館林地区消防組合消防本部に水防本部を設置して、現地指導部長（館林土木事務所長）の指導の下、水防活動の円滑な実施を期する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき管内市町に災害対策本部が設置されたときは、同本部と密接に連絡して、その事務を処理する。

2.1 館林地区消防組合（水防本部）における水防組織

管理者は水防本部長となり、水防情報の収集及び伝達、各種の指令、統括的水防事務処理及び水防指導にあたる。

【水防本部組織図】



2. 2 事務分掌

【水防本部組織表】

職名	担当職	事務分掌
水防本部長	管理者	水防本部の統括
副本部長	副管理者	各町の統括

部局長等		班名	班長名	事務分掌
消防本部	消防長 (水防長)	総務班	消防本部 総務課長	1 水害情報の広報に関する事 2 外部機関への職員の派遣に関する事 3 報道機関の対応に関する事 4 燃料、食料、飲料水及びその他の給与物資の調達供給に関する事
		情報連絡班	消防本部 予防課長	1 水害状況の収集に関する事 2 ライフラインに関する事 3 危険物災害全般に関する事 4 調査に関する事 5 調査記録に関する事
		警防班	消防本部 警防課長	1 水防本部に関する事 2 本部長及び現場指揮者の指揮命令伝達に関する事 3 消防相互応援協定等に関する事
		指令救急班	消防本部 指令救急課長	1 人員等、非常招集に関する事 2 部隊の指令伝達に関する事 3 消防通信の統制運用に関する事 4 無線運用に関する事 5 防災ヘリ、ドクターヘリその他航空機に関する事 6 災害即報の作成に関する事 7 救急医療情報及び傷病者の情報に関する事
	水防団長	水防班	各消防署長	1 避難誘導及び警戒区域の設置に関する事 2 水防資器材に関する事 3 水防活動に関する事
		水防班	分団長	1 水防団の統括及び団員の指揮に関する事 2 避難誘導に関する事 3 水防活動に関する事

2. 3 水防協力機関の組織

災害対策基本法第7条に基づき指定された土地改良区は、自らの管理に係る樋門、水路等の水防対策に必要な組織を設け、防災に寄与しなければならない。

指定土地改良区、所在地及び理事長名等は別表1のとおりである。

⇒別表1 指定土地改良区一覧

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、越水等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

重要水防箇所の指定基準は、資料1のとおりであり、管内の重要水防箇所は別表2のとおりである。

⇒資料1 重要水防箇所指定基準

⇒別表2 重要水防箇所

第4章 洪水予報

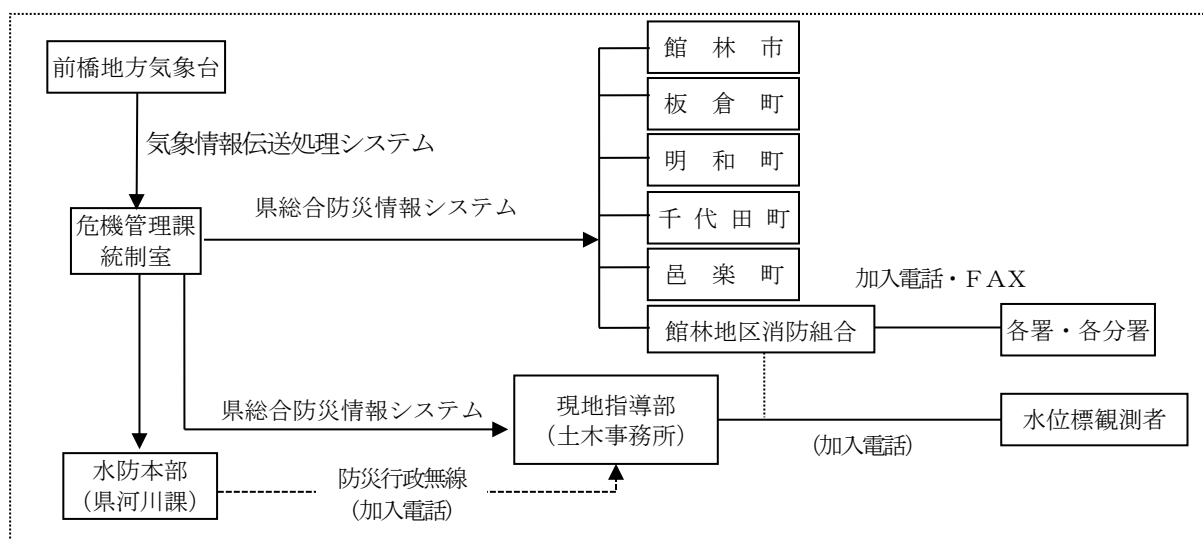
4.1 気象庁が行う予報及び警報

知事（県水防本部長）は、法第10条第1項の規定に基づいて前橋地方気象台から気象警報（レベル5大雨特別警報、レベル4大雨危険警報、レベル3大雨警報）を受けたときは、次のとおり通報する。

なお、気象注意報（レベル2大雨注意報）が発表されたとき、又はその他の気象注意報の連絡があったときも同様とする。

警報の必要なくなったときも、同様とする。

◎気象注意報・警報等通報系統図



水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する 注意報・警報	一般の利用に適合する 注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	レベル 2 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがある と予想したとき
水防活動用 気象警報	レベル 3 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれ があると予想したとき
	レベル 4 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれ が大きいと予想したとき
	レベル 5 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想したとき

(大雨警報を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、危険警報、特別警報を補足する情報として、浸水並びに洪水キキクル（危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル (大雨警報等の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報 (常時 10 分ごとに更新)
洪水キキクル (大雨警報等の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及び その他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概 ね 1 km ごとに色分けして示す情報
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高 まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色 分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時 間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新

4. 2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

水防法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項の規定に基づいて、国土交通大臣と気象庁長官が共同で発表する洪水予報について、管内河川とその伝達系統は次のとおりであり、その様式は様式 1 とする。

また、洪水予報の発表状況は、気象庁ウェブサイト、県総合防災情報システム端末からも情報を得ることができる。

⇒様式 1 洪水予報の発表様式【国土交通省と気象庁が共同で行う】

(1) 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報の実施河川名・実施区域・基準水位観測所

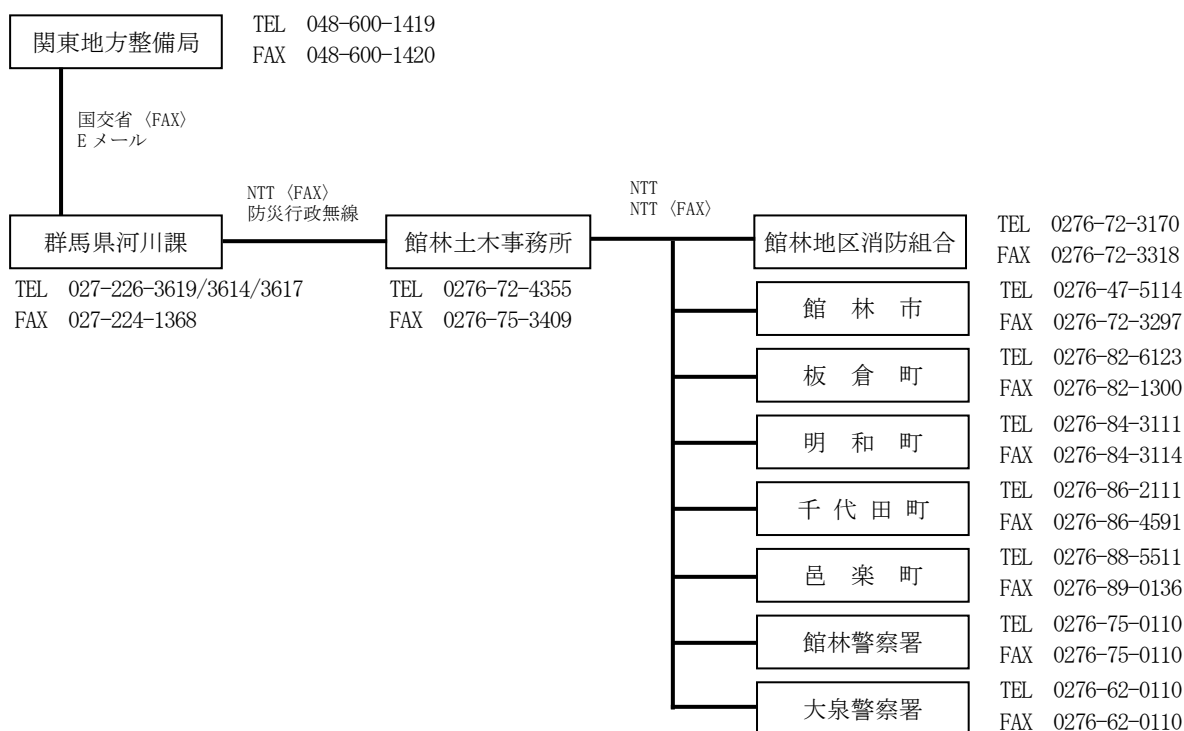
水系名	河川名	洪水予報実施区域		基準観測所洪水予報		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	発表者
		左岸	右岸	名称	所在地						
利根川上流部	利根川	自 群馬県伊勢崎市大字柴町字小泉 1555 番地先	自 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先	八斗島	伊勢崎市八斗島町	0.80	1.90	3.10	4.10	5.28	国土交通省 関東地方整備局
		至 茨城県猿島郡境町字北野 1920 番地先	至 江戸川分派点	栗橋	埼玉県久喜市栗橋	2.70	5.00	7.60	9.20	9.90	
渡良瀬川下流部	渡良瀬川	自 栃木県足利市若草町 12 番 1 地先	自 栃木県足利市福富町 1819 番 3 番地先	足利	栃木県足利市通 4 丁目	3.00	3.30	4.90	5.40	6.54	気象庁
		至 利根川合流点	至 利根川合流点	古河	茨城県古河市桜町	2.70	4.70	8.90	9.70	11.30	
渡瀬川上流部	渡瀬川	自 群馬県みどり市大間々高津戸 1078 番 17 地先	自 群馬県みどり市大間々町大間々 2245 番 4 地先	高津戸	みどり市大間々町大間々	2.20	3.30	4.40	5.00	8.54	渡良瀬川河川事務所 前橋地方気象台 宇都宮地方気象台
		至 栃木県足利市若草町 12 番 1 地先	至 栃木県足利市福富町 1819 番 3 地先								

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報の伝達系統

(利根川・荒川・多摩川洪水予報文伝達系統)

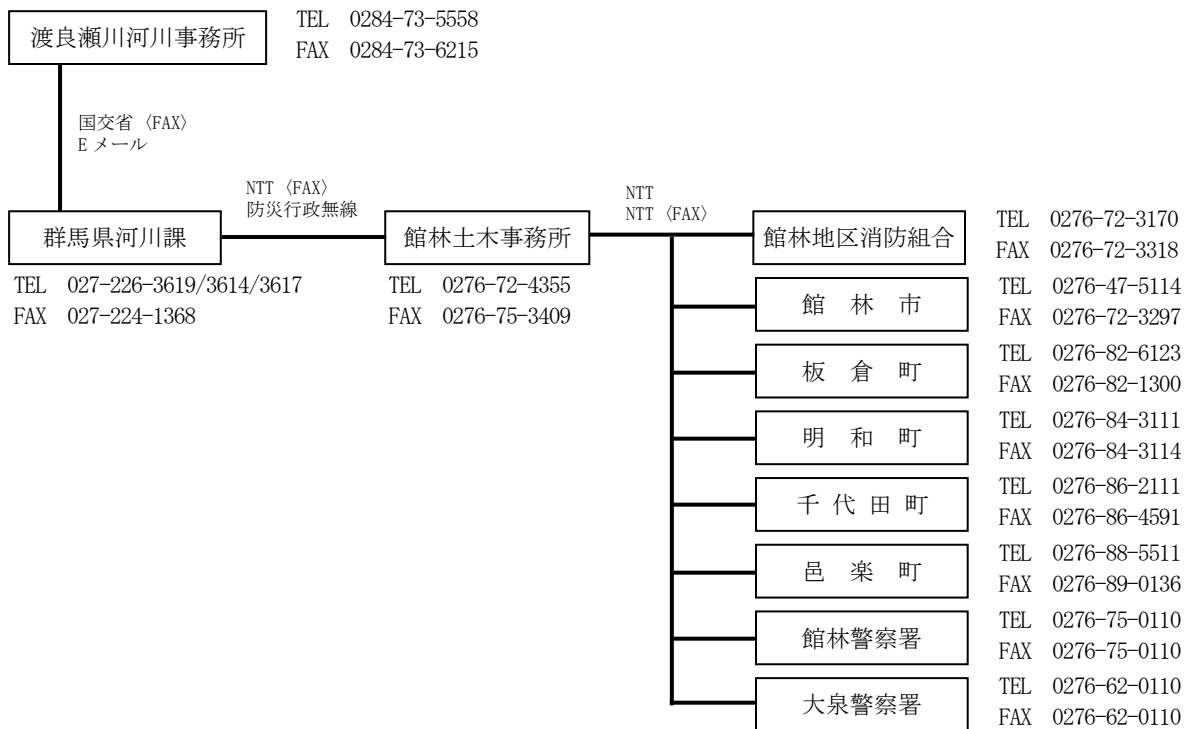
◎基 本 系

利根川上流部（利根川）・渡良瀬川下流部



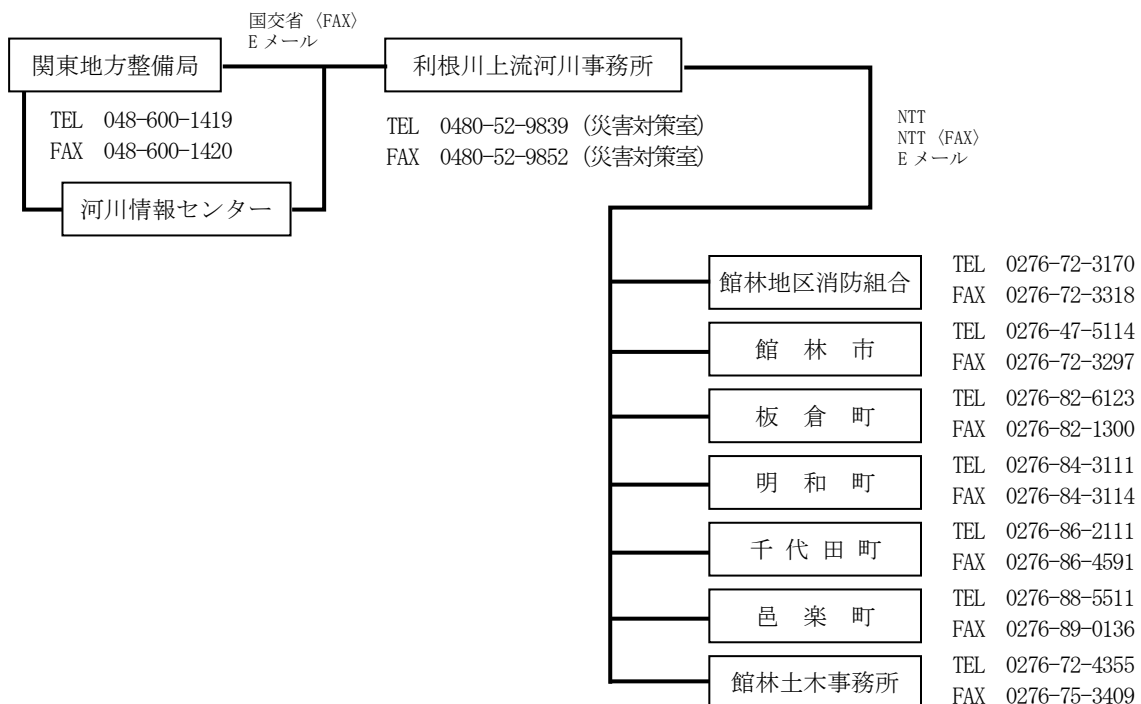
◎基 本 系

渡良瀬川上流部（渡良瀬川）



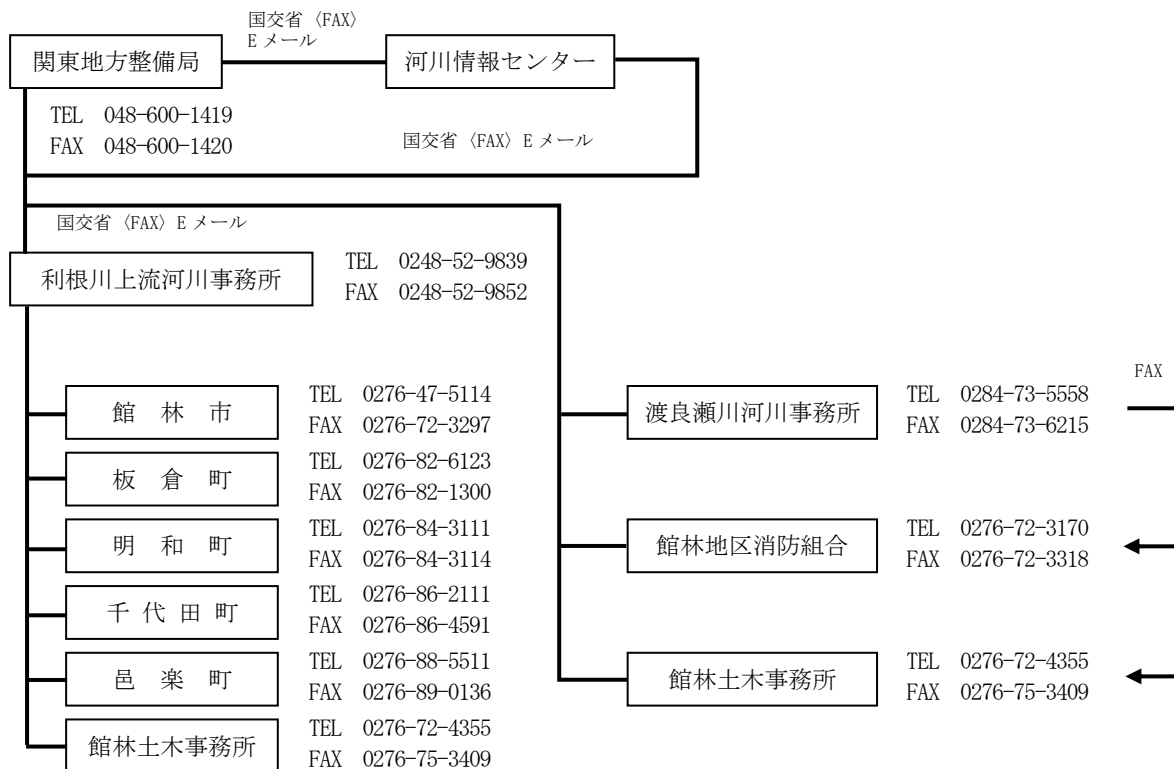
◎補 助 系

利根川上流部（八斗島、栗橋）



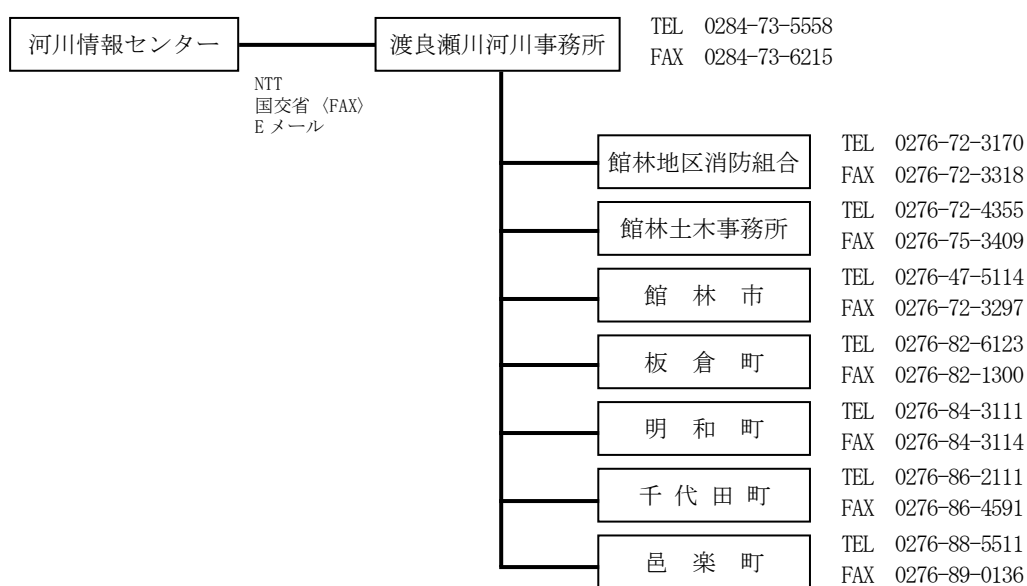
◎補 助 系

渡良瀬川下流部



◎補 助 系

渡良瀬川上流部（渡良瀬川）



4. 3 水位周知河川における水位到達情報及び水防警報

(1) 種類及び発表基準

ア 水位到達情報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退き指示の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。

種類	発表基準
レベル2 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
レベル3 氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
レベル4 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき
氾濫警戒情報解除	レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険情報、レベル3 氾濫警戒情報又はレベル2 氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

イ 水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

ウ 発表様式

発表様式については、下記のとおりである。

●国土交通大臣が行う水防警報（法第16条第1項）

⇒様式2 国土交通大臣が行う水防警報の発表様式

●国土交通大臣が行う水位情報の通知及び周知（法第13条第1項）

⇒様式3 国土交通大臣が行う水位情報の通知および周知発表様式

●知事が行う水防警報（法第16条第1項）

⇒様式4 知事が行う水防警報の発表様式

●知事が行う水位情報の通知及び周知（水位周知河川）（法第13条第2項）

⇒様式5 知事が行う水位情報の通知および周知

(2) SNSによる情報提供

知事又は国土交通大臣は、水位到達情報通知時に従来の発表方法に加えSNSによる情報提供を行う。

4. 4 国土交通省が行う水位到達情報及び水防警報

(1) 国土交通省が行う水防警報の発表基準

種類、内容及び発表基準は、おおむね次のとおりである。

種類	内 容	発表基準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動を止めることができない旨を警告するもの	気象予報、警報等あるいは、河川の状況により特に必要と認められるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	レベル2大雨注意報等により氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。または水位・流量等その他河川の状況により必要と認めるとき
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水があふれる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの	レベル3大雨警報等により、または、既に氾濫注意水位を越え災害の起こるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、または氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき

(2) 国土交通省が行う水防警報又は水位情報の通知及び周知の区域

水系名	河川名	水位情報周知実施区間		備考	
		左岸	右岸	水防警報	水位周知
利根川	利根川	自 群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先 至 茨城県取手市新町一丁目乙 1538 番 2 地先	自 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字玉前 70 番 6 地先 至 千葉県我孫子市青山字中新畑 1646 番 1 地先	○	—
	渡良瀬川	自 群馬県みどり市大間々高津戸 1078 番 17 地先 至 栃木県栃木市藤岡町藤岡 5879 番 7 地先	自 群馬県みどり市大間々町大間々 2245 番 4 地先 至 栃木県栃木市藤岡町藤岡 5721 番 12 地先	○	—
	旗川	自 栃木県足利市寺岡町 894 番 1 地先 至 渡良瀬川合流点	自 栃木県足利市寺岡町 870 番 1 地先 至 渡良瀬川合流点	○	○
	秋山川	自 栃木県佐野市植下町字間之田 3336 番地先 至 渡良瀬川合流点	自 栃木県佐野市大古屋町字大古屋 4541 番 1 地先 至 渡良瀬川合流点	○	○
	矢場川	自 栃木県足利市県町浄土川戸 1143 番地先 旭橋 至 渡良瀬川合流点	自 群馬県邑楽郡邑楽町大字秋妻字中耕地乙 265 番地先旭橋 至 渡良瀬川合流点	○	○
	多々良川	自 群馬県館林市日向町字森木 48 番地先 木戸堰 至 矢場川合流点	自 群馬県館林市木戸町字広内 177 番地先 木戸堰 至 矢場川合流点	○	○

(3) 国土交通省が行う水防警報の指定河川・基準水位観測所・区域及び発表者

指 定		基 準	水 測	位 所	水 防 警 報 区		水防団待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計 画 高 水 位	発 表 者
河 系	河 川	名 称	所 在 地	左 岸	右 岸							
利根川	利根川	八斗島	伊勢崎市八斗島町	自 群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先 至 群馬県太田市古戸町 75 番 1 地先	自 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70-6 地先 至 埼玉県熊谷市俵瀬字千通 780 番 1 地先	0.80	1.90	3.10	4.10	5.28	利根川上流河川事務所	
		川俣	邑楽郡明和町川俣	自 群馬県邑楽郡大泉町丘山 1639 番 1 地先 至 埼玉県加須市本郷字小反前 747 番 14 地先	自 埼玉県行田市大字北河原字立野 1611 番 1 地先 至 埼玉県加須市旗井字堤外 2059 番 5 地先	1.60	3.20	—	—	7.46		
		古河	茨城県古河市桜町	自 栃木県栃木市藤岡町藤岡字山合 5879 番 3 地先東武鉄道橋上流端 至 幹川合流点	自 栃木県栃木市藤岡町藤岡字鷲原 5721 番 11 地先 至 東武鉄道橋上流端幹川合流点	2.70	4.70	8.90	9.70	11.30		
	渡良瀬川	高津戸	みどり市大間々町大間々	自 群馬県みどり市大間々町高津戸 1078 番 17 地先 至 群馬県桐生市境野町 7 丁目 1863 番 1 地先	自 群馬県みどり市大間々町大間々 2245 番 4 地先 至 群馬県太田市市場町 718 番 1 地先	2.20	3.30	4.40	5.00	8.54	渡良瀬川河川事務所	
		足利	栃木県足利市小保町 57 番 2 地先 至 栃木県栃木市藤岡町藤岡 5879 番 7 地先	自 栃木県足利市中川町 3750 番 1 地先 至 栃木県栃木市藤岡町藤岡 5721 番 12 地先	3.00	3.30	4.90	5.40	6.54			
	旗川	高田橋	栃木県市町	自 栃木県足利市寺岡町 894 番 1 地先 至 渡良瀬川合流点	自 栃木県足利市寺岡町 870 番 1 地先 至 渡良瀬川合流点	3.00 (足利)	3.30 (足利)	3.90	4.10	4.56		
	秋山川	伊保内新橋	栃木県市町	自 栃木県佐野市植下町字間之田 3336 番地先 至 渡良瀬川合流点	自 栃木県佐野市大古屋町字大古屋 4541 番 1 地先 至 渡良瀬川合流点	3.00 (足利)	3.30 (足利)	6.60	7.80	9.00		
	矢場川	足森橋	栃木県市町	自 栃木県足利市市町浄土川戸 1143 番地先 至 渡良瀬川合流点	自 群馬県邑楽郡邑楽町秋妻字中耕地乙 265 番地先旭橋 至 渡良瀬川合流点	3.00 (足利)	3.30 (足利)	3.40	3.70	5.31		
				自 群馬県館林市日向町字森木 48 番地先木戸堰 至 矢場川合流点	自 群馬県館林市木戸町字広内 177 番地先木戸堰 至 矢場川合流点	3.00 (足利)	3.30 (足利)	3.40	3.70	—		

(4) 国土交通省が行う水位情報の通知及び周知の指定河川・基準水位観測所・区域及び発表者

水系名	河川名	基準観測所		水位情報周知実施区間		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	発表者
		名称	所在地	左岸	右岸						
利根川	旗田橋	高田橋	栃木県足利市寺岡町 894 番 1 地先	自 栃木県足利市寺岡町 894 番 1 地先 至 渡良瀬川合流点	自 栃木県足利市寺岡町 870 番 1 地先 至 渡良瀬川合流点	—	—	3.90	4.10	4.56	渡良瀬川河川事務所
	秋山川	伊保内新橋	栃木県佐野市植下町字間之田 3336 番地先	自 栃木県佐野市植下町字間之田 3336 番地先 至 渡良瀬川合流点	自 栃木県佐野市大古屋町字大古屋 4541 番 1 地先 至 渡良瀬川合流点	—	—	6.60	7.80	9.00	
	矢場川	足森橋	栃木県足利市県町浄土川 戸 1143 番地先旭橋	自 栃木県足利市県町浄土川 戸 1143 番地先旭橋 至 渡良瀬川合流点	自 群馬県邑楽郡邑楽町大字秋妻字中耕地乙 265 番地先旭橋 至 渡良瀬川合流点	—	—	3.40	3.70	5.31	
	多々良川	足森橋	群馬県館林市日向町字森木 48 番地先木戸堰	自 群馬県館林市日向町字森木 48 番地先木戸堰 至 矢場川合流点	自 群馬県館林市木戸町字広内 177 番地先木戸堰 至 矢場川合流点	—	—	3.40	3.70	—	

(5) 国土交通省が行う水防警報又は水位情報の通知及び周知の通報及び受報責任者・伝達系統

ア 水防警報の通報及び受報責任者

◎基本系

河川名	基準水位観測所	通 報 責 任 者		受 報 責 任 者	通報方法
利 根 川	川 俣	利根川上流河川事務所	防災対策課長	河 川 課 長	NTT FAX 加入電話 E メール
渡 良 瀬 川	足 利	渡良瀬川河川事務所	流域治水課長		
	古 河	利根川上流河川事務所	防災対策課長		
旗 川	高 田 橋	渡良瀬川河川事務所	流域治水課長		
秋 山 川	伊保内新橋				
矢 場 川	足 森 橋				
多々良川	足 森 橋				

○補助系

河川名	基準水位観測所	通 報 責 任 者		受 報 責 任 者	通報方法
利 根 川	川 俣	利根川上流河川事務所	防災対策課長	館 林 土 木 事 務 所 長	NTT FAX 加入電話 E メール
渡 良 瀬 川	足 利	渡良瀬川河川事務所	流域治水課長		
	古 河	利根川上流河川事務所	防災対策課長		
旗 川	高 田 橋	渡良瀬川河川事務所	流域治水課長		
秋 山 川	伊保内新橋				
矢 場 川	足 森 橋				
多々良川	足 森 橋				

イ 水位情報の通知及び周知の通報及び受報責任者

◎基本系

河川名	基準水位観測所	通 報 責 任 者		受 報 責 任 者	通報方法
旗 川	高 田 橋	渡良瀬川河川事務所	流域治水課長	河 川 課 長	NTT FAX 加入電話 E メール
秋 山 川	伊保内新橋				
矢 場 川 多々良川	足 森 橋				

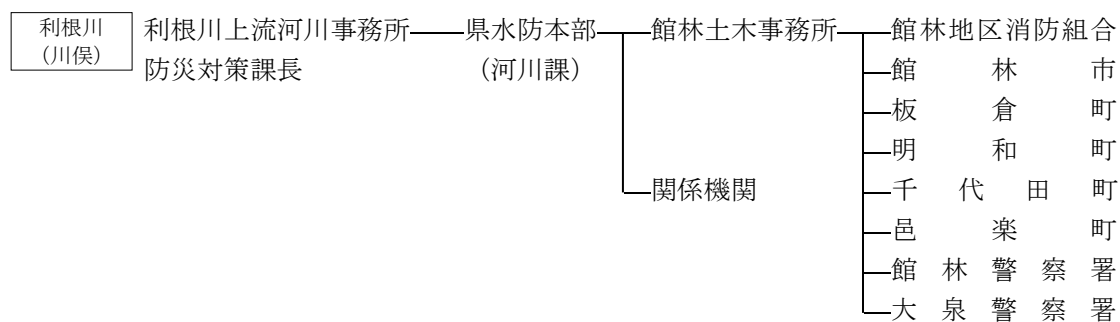
◎補助系

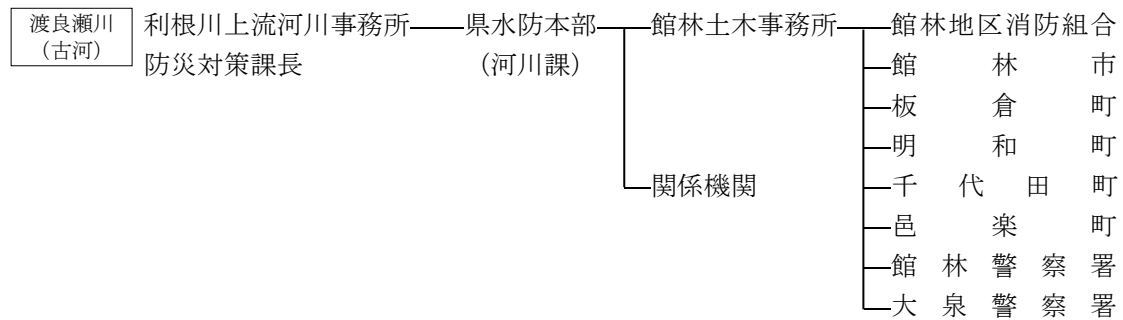
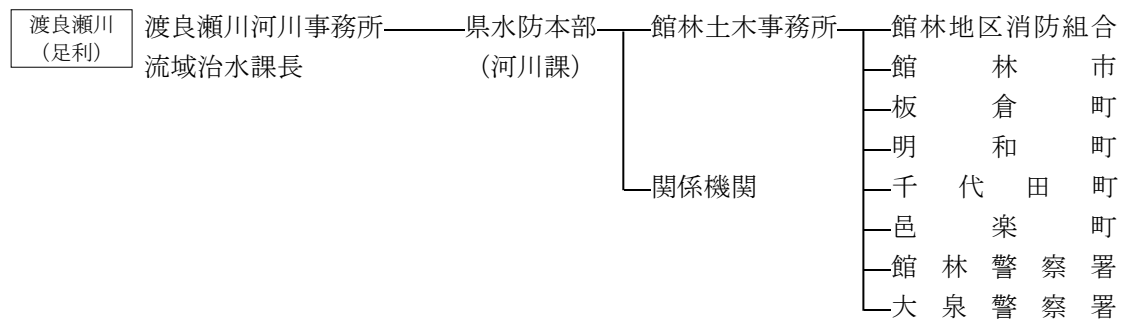
河川名	基準水位観測所	通 報 責 任 者		受 報 責 任 者	通報方法
旗 川	高 田 橋	渡良瀬川河川事務所	流域治水課長	館 林 土 木 事 務 所 長	NTT FAX 加入電話 E メール
秋 山 川	伊保内新橋				
矢 場 川 多々良川	足 森 橋				

ウ 水防管理団体（市町）等への伝達系統

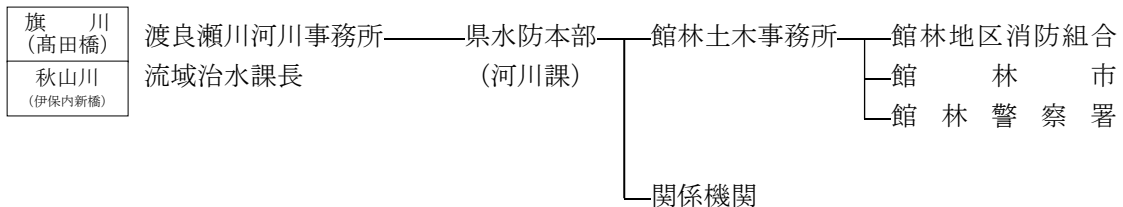
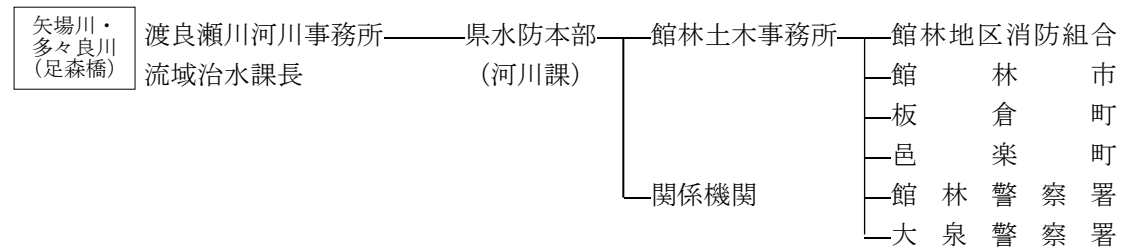
◎基本系

《水防警報》

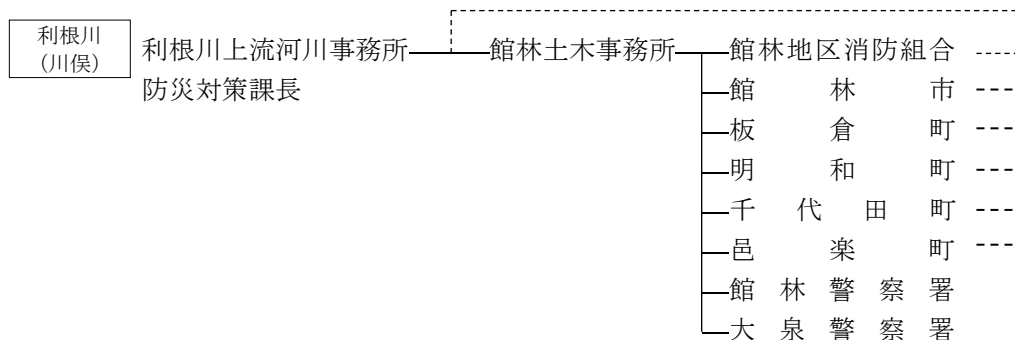


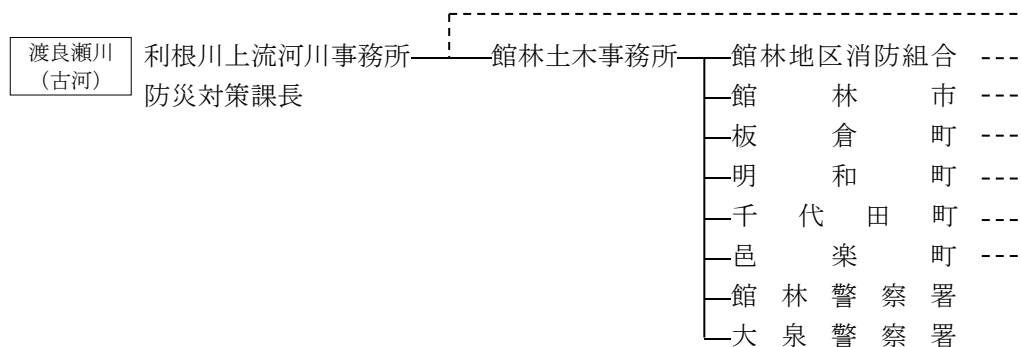
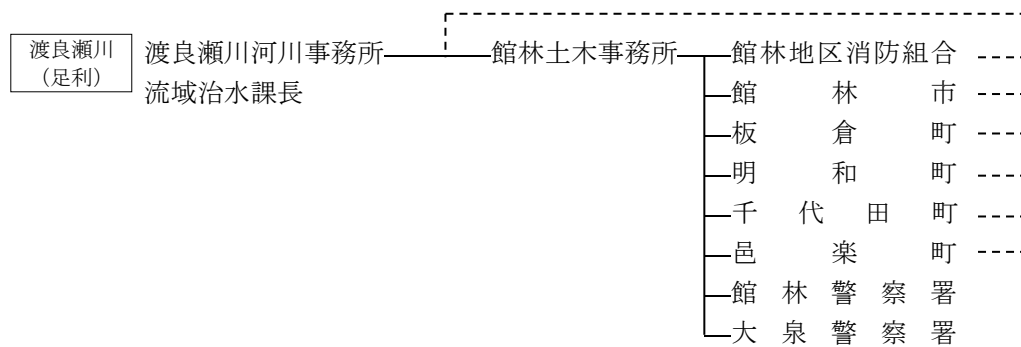


《水位情報の通知及び周知》

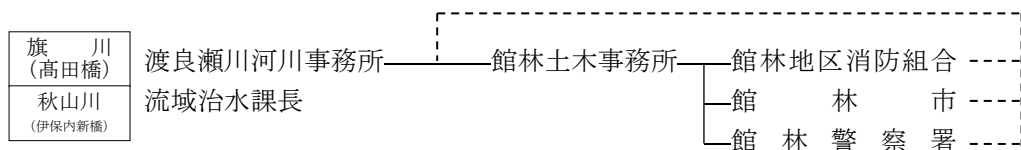
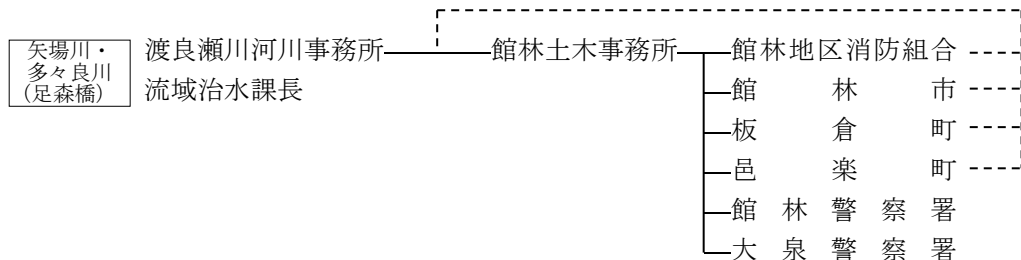


◎補助系
《水防警報》





《水位情報の通知及び周知》



※1 ——— は、土木事務所経由し、市町・関係機関への伝達ルート

※2 - - - - - は、国出張所から、直接市町への伝達ルート

4. 5 県が行う水位到達情報及び水防警報

(1) 県が行う水防警報の発表基準

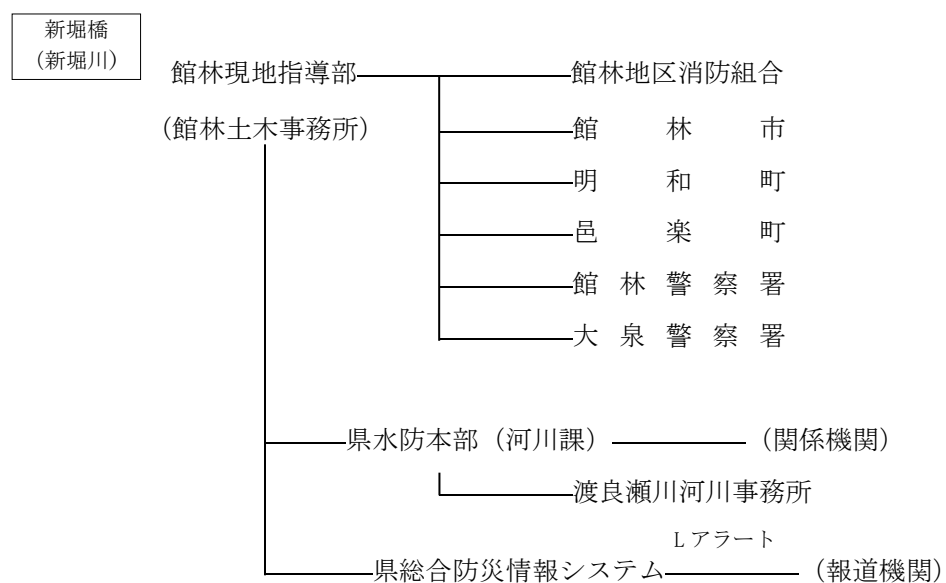
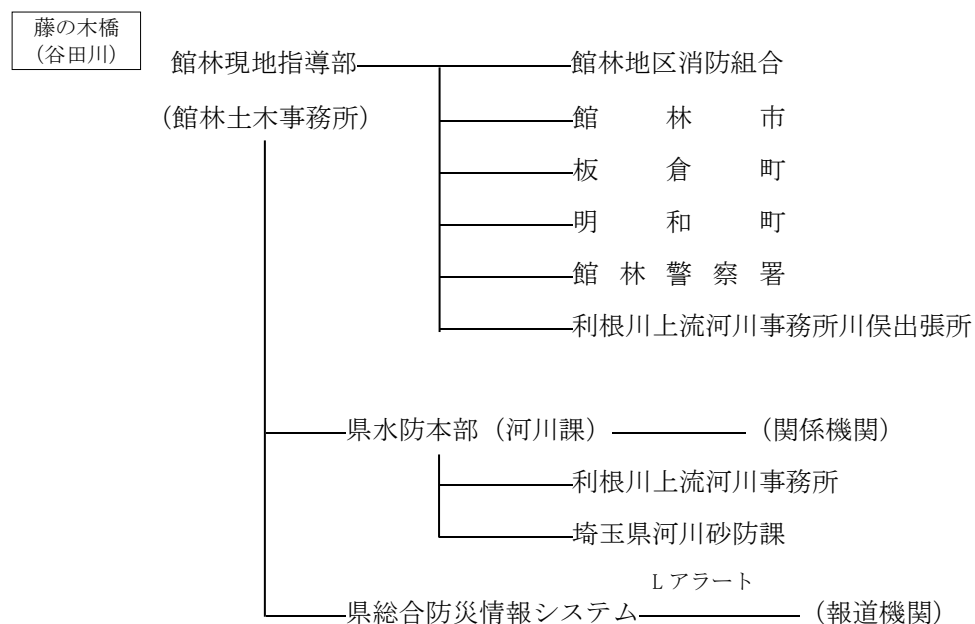
種類、内容及び発表基準は、おおむね次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況により特に必要と認められるとき。または、水防団待機水位に達したとき、または、氾濫注意水位以下に下降したとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	レベル2大雨注意報等により、または水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水があふれる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの	レベル3大雨警報等により、または、既に氾濫注意水位を越え災害の起こるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	水防団待機水位以下に下降したとき、または水防団待機水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき

(2) 県が行う水防警報又は水位情報の通知及び周知河川名・基準水位観測所・基準水位・発表者

河川名	区 域		基準観測所		基準水位 (m)						発表者
			名 称	位 置	水防団待機水位	氾注水	氾意水位	避難水位	氾危水位	氾濫開始相当水位	
谷田川	自	左岸：館林市青柳町（青柳橋） 右岸：邑楽郡明和町矢島（青柳橋）	藤の木橋	板倉町板倉	2.70	3.20	4.00	4.17	4.49		館林土木事務所長
	至	渡良瀬川合流点									
新堀川	自	左岸：邑楽郡邑楽町赤堀（逆川合流点） 右岸： ” （ ” ）	新堀橋	邑楽町赤堀	2.00	2.20	2.60	2.72	3.32		
	至	谷田川合流点									

(4) 県が行う水防警報又は水位情報の通知及び周知の伝達系統



伝達方法

現地指導部より基本的にFAXにて伝達する。

各機関の連絡先電話・FAX番号は洪水予報の伝達系統と同じ番号とする。

(5) 県が行うその他河川における氾濫情報の通知及び周知の伝達系統

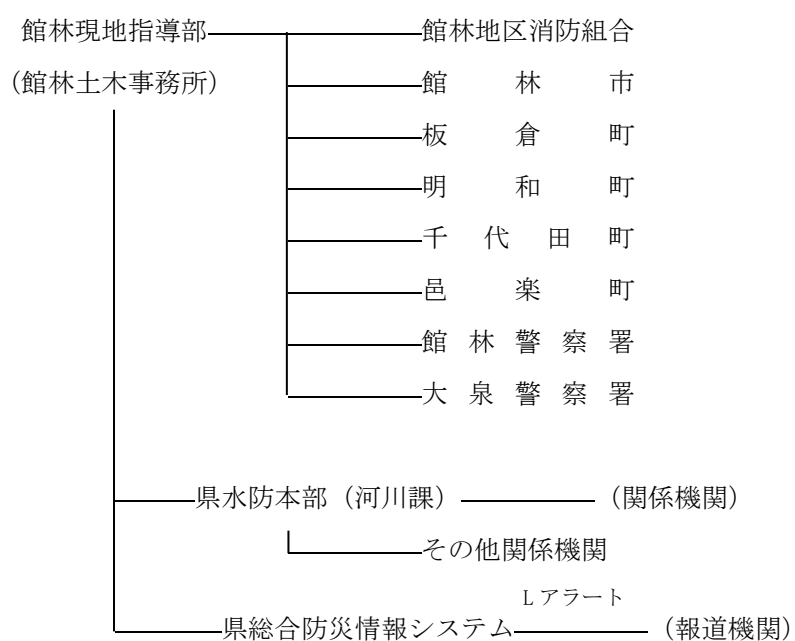
洪水予報河川、水位周知河川を除く群馬県管理河川において、河川の氾濫を確認したときは、氾濫発生情報を発表する。

ア 発表基準

種類	発表基準
(〇〇川) 氾濫発生情報	氾濫を確認したとき
(〇〇川) 情報解除	氾濫のおそれなくなったとき

イ 伝達系統

現地指導部（土木事務所）から関係機関への伝達系統



※伝達系統については、水防警報における伝達系統と同様とし、伝達方法はメールもしくはFAX

第5章 水位等の観測、通報及び公表

5. 1 雨量の観測

- (1) 管内に設置されている雨量観測所は、別表3の一覧のとおりである。なお雨量観測施設一覧に定める雨量観測者は、降雨が非常に激しくかつ、連続雨量の増加が予想されるときは、1時間ごとの雨量を迅速な方法で所轄現地指導部長に通報する。ただし、観測テレメーターで把握できる観測所については省略できる。
- (2) 現地指導部長は、観測者から通報された正確な雨量状況をすみやかに水防本部に報告するとともに、つとめて関係国土交通省出先機関並びに管内水防機関に連絡する。この場合、管内関係機関から入手した雨量も把握し、併せて報告する。ただし、観測テレメーターで把握できる観測所については、この限りではない。

⇒別表3 雨量観測施設一覧

5. 2 水位の観測

- (1) 管内に設置している水位観測施設は、別表3の2の一覧のとおりである。なお水位観測施設に定める水位観測者は、次によりその水位状況を迅速な方法で、現地指導部長に通報する。ただし、観測テレメーターで把握できる観測所については省略できる。
 - 水防団待機水位に達したときから、同水位を下るまでの間毎時間ごと。
 - 氾濫注意水位に達したとき。
 - 避難判断水位に達したとき。
 - 最高水位に達したとき。
 - 避難判断水位を下ったとき。
 - 氾濫注意水位を下ったとき。
 - 水防団待機水位を下ったとき。
 - 急激に水位が上昇したとき。
- (2) 現地指導部長は、水位観測者から通報された正確な水位状況をすみやかに水防本部に報告するとともに、つとめて関係国土交通省出先機関並びに管内水防機関に連絡する。この場合、管内関係機関から入手した水位も把握し、併せて報告する。ただし、観測テレメーターで把握できる観測所については、この限りではない。

⇒別表3の2 水位観測施設一覧

5. 3 欠測時の措置

- (1) 量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期に復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。
- (2) 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知すること。

○群馬県リアルタイム水害リスク情報システム

(一般用・PC版)	https://suibou-gunma.jp/
(一般用・スマートフォン版)	https://mobile.suibou-gunma.jp/
(官公庁用・PC版)	https://gunma-suigai-risk.jp
(官公庁用・スマートフォン版)	https://mobile.gunma-suigai-risk.jp/

○群馬県水位雨量情報システム

(PC版)	https://www.river-gunma.jp
(携帯版)	http://www.river-gunma.jp/k
(スマートフォン版)	https://www.river-gunma.jp/sp/

○国土交通省 川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>

○国土交通省 水害リスクライン <https://frl.river.go.jp/>

○気象庁 <https://www.jma.go.jp/>

県内の水位雨量情報は、テレメータシステム等の防災情報システム端末のほか、下記ウェブサイト等により把握できる。

第6章 樋門等及びその操作

- (1) 管内における水防上重要な樋門堰堤及び排水機場は、別表4、別表4の2並びに別表4の3のとおりである。
- (2) 樋門等の操作は、水防本部長が雨量水位等情勢を判断し現地指導部長と協議の上、操作責任者をして開閉させるものとする。
- (3) 樋門等の操作責任者は、水防本部長の指示により開閉を行い、終了した場合は直ちに水防本部長に報告するものとする。
- (4) 水防本部長は、樋門等の操作の終了の報告を受けたときは直ちに現地指導部長に報告するものとする。

⇒別表4 樋門及び堰堤一覧

⇒別表4の2 重要樋門一覧

⇒別表4の3 排水機場一覧

第7章 通信連絡輸送

7.1 水防連絡施設

水防時に必要とする通信連絡のための電話等の通信施設については、県水防計画及び本計画の定めるところによる。

(1) 非常（水防）通信連絡番号

水防に関する関係機関の加入電話番号は、別表5のとおりである。

(2) 緊急時利用通信施設

前述の通信施設をもって通信することが不能、または遅延すると認められる場合若しくは緊急を要する事態が生じたときで、かつ他の通信施設を利用しても速やかに連絡できないと認める場合は、次の機関の専用電話又は無線等の通信施設を使用することができる。

- 警察通信施設
- 関東地方整備局施設
- 東京電力パワーグリッド株式会社専用通信施設
- 東武鉄道関係通信施設
- NTT東日本株式会社孤立防止用無線施設
- 防災行政無線

⇒別表5 水防用非常電話番号一覧

7.2 輸送

水防上の緊急輸送等に利用する車両は別表5の2のとおりである。なお、不足するときは水防法第28条に基づき公用負担として運送事業者等の一般車両を使用する。

⇒別表5の2 輸送車両一覧

7.3 指定特殊機械所有者

水防上の緊急を要する事態が生じ特殊機械を必要とするときは別表5の3のとおり、指定特殊機械所有者へ依頼するものとする。

⇒別表5の3 指定特殊機械所有者一覧

7.4 輸送の安全措置

水防倉庫、その他への輸送経路は、予め必要な経路を調査し把握しておくものとする。

第8章 水防施設資器材の整備運用

8.1 水防倉庫及び備蓄資器材

- (1) 水防倉庫及び鍵保管者は、別表6のとおりである。
- (2) 水防備蓄資器材一覧表は、別表6の2のとおりである。
- (3) 備蓄資器材の保管委任をうけた消防署長は、充分手入れを実施し管理に遺憾なきを期するものとする。警防課長は係員を通して管理状況を確認させるものとする。

⇒別表6 水防倉庫の鍵保管者一覧

⇒別表6の2 水防資器材備蓄一覧

8.2 河川防災ステーション

河川防災ステーションは、洪水時の水防活動や災害時の応急復旧に必要な資器材を予め備蓄し、その活動を支援するための拠点となる施設であり、また平常時には河川巡視の中継拠点や河川防災活動の場として利用するものである。

○大高島地区河川防災ステーション概要（利根川）

所在地	呂楽郡板倉町大高嶋地先 一級河川利根川 左岸
設置年度	平成15年度 ～ 21年度
敷地面積 (内訳)	104,000 m ² ・水防作業ヤード 5,000 m ² ・資材等備蓄ヤード 35,000 m ² ・駐車場 2,500 m ² ・水防センター 2,500 m ² (水防倉庫・会議室・待機所) ・車両回転場所 900 m ² ・ヘリポート 15,600 m ²
備蓄資材	土砂 10,300 m ³ 碎石、栗石 21,000 m ³ 袋詰め碎石 6,620 個 鋼矢板 1,668 枚 (L=20m) 根固ブロック 3,744 個
管理者	国土交通省利根川上流河川事務所 TEL：0480-52-3956 板倉町役場 TEL：0276-82-1111

第9章 水防活動

9.1 水防配備及び活動

(1) 組合水防本部の非常招集区分

県水防本部の非常配備に準じて、館林地区消防組合消防本部警防規程（平成 28 年消防長訓令第 7 号）第 81 条第 1 項により、命令を発する。

(2) 市町の非常配備

市町の非常配備は、市町長の指示によるものとする。

(3) 水防管理者は、水防法第 16 条の規定により水防警報が発表されたとき、又は河川の水位が知事ので定める氾濫注意水位に達したとき、その他、水防上必要があると認めたときは、水防団及び消防機関を出動させ又は出動準備をさせる。

この場合、様式 6 により直ちに出動状況を現地指導部長（館林土木事務所長）に報告するものとする。

⇒様式 6 水防活動速報報告書

配備区分	配備基準	配備体制
待 機	1 洪水予報等、河川状況により必要と認められるとき 2 水防警報（待機）が発せられたとき	水防団又は消防機関の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、又は一般団員を直ちに次の段階に入れるような態勢におくものとする。
出動準備	1 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき 2 気象状況等により水害の危険が予知されるとき	水防団及び消防機関の責任者等は、所定の詰所に集合し、資材の整備、点検、作業員の配備計画等にあたり水門等の水防上重要工作物のある箇所への派遣、水位観測所、堤防巡視等のため一部団員を出動させる。
出動基準	1 水防警報（出動）が発せられたとき 2 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき 3 急激な豪雨があったとき 4 堤防に特に危険な箇所がある場合等で水防活動を行う必要が認められるとき	水防団及び消防機関の全員が所定の詰所に集合し、あらかじめ水防計画に定められた配備につくものとする。
解 除	水防管理者から解除の指令があったとき。	

9. 2 巡視及び警戒

- (1) 水防管理者は、気象又は水防の予警報が発せられたとき、又は気象状況により水防の必要が予知されるときは、管内の重要水防箇所等に対し、巡視員を派遣させる他、出動水防団による巡視警戒班を派遣するなどにより早期発見に務める。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合も同様とする。

- (2) 巡視員は水防上危険である箇所を発見したときは、直ちに水防活動を実施するとともに、水防管理者に報告しなければならない。水防管理者は現地指導部長に報告するものとする。

巡視にあたって留意すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- 川側堤防斜面の亀裂又は欠け崩れ
- 堤防の上端の亀裂又は沈下
- 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水からによる亀裂
- 排・取水門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締め具合
- 橋梁その他の構造物と取付部分の異常
- 堤防から水があふれる状況

9. 3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

9. 4 緊急通行

- (1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所へ赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空き地及び水面を通行することができる。

- (2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

9. 5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

9. 6 避難のための立退き

(1) 立退きの指示

水防本部長は、洪水による著しい危険が切迫していると認めるときは、水防信号及び広報車等を利用し、必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示するとともに、館林・大泉両警察署に通報しなければならない。

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発表時の状況は、警戒レベルの一覧表のとおりである。判断基準については、令和8年3月に改定された「避難情報に関するガイドライン」を準用するものとする。ただし、地域防災計画の定めによるほか、各市町と連携を図り対応するものとする。

警戒レベルの一覧表

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	●発令される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(2) 立退き予定地等住民への周知

水防本部長は現地指導部長、水防長、館林・大泉両警察署長と協議の上、避難先経路等を選定し住民に周知徹底しておくものとする。避難先は、各市町の地域防災計画やハザードマップ等の定めるところによるものとする。

⇒別表 7 避難先一覧

9. 7 決壊・漏水等の通報

- (1) 堤防その他の施設が決壊、及びこれに準ずべき事態を生じたときは、水防長は速やかに水防本部長に報告するものとする。報告を受けた水防本部長は直ちにその旨を現地指導部長、最寄りの国土交通省出先機関、館林・大泉両警察、館林農村整備センター及び氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報する。
- (2) 決壊後であっても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

9. 8 水防配備の解除

- (1) 水防管理者は、水位が水防団待機水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、一般に周知させその旨を現地指導部長に報告するものとする。
- (2) 水防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

第 10 章 水防信号及び水防標識

10. 1 水防信号

水防法第 20 条第 1 項の規定により水防に用いる信号は、次のとおりである。

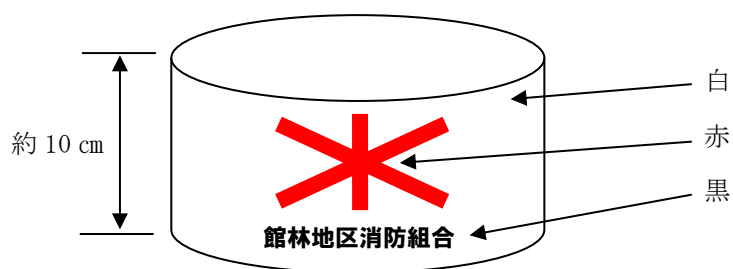
(平成 6 年 2 月 22 日 群馬県告示第 106 号)

種類	説明	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第 1 信号	水防団及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第 2 信号	必要と認める区域内の必要と認める居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	3 秒 2 秒 3 秒 2 秒 3 秒 2 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
備考 1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば、警鐘信号・サイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知すること。 4 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発すること。			

10. 2 水防標識

水防作業は、迅速かつ規律正しい団体行動をとるため、次の標識を定める。

水防要員の標識（左腕につける）



第 11 章 協力及び応援

11. 1 河川管理者の協力及び援助（直轄河川）

河川管理者国土交通省関東地方整備局長は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料の収集及び提供するための職員の派遣

11. 2 河川管理者の協力及び援助（県管理河川）

河川管理者群馬県知事は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（県管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料の収集及び提供するための職員の派遣

11. 3 下水道管理者の協力（県管理下水道）

下水道管理者群馬県知事は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行う。

- (1) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

11. 4 水防管理団体相互の応援及び相互協定

- (1) 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、隣接する水防管理団体又は市町長に対し、応援を求めることができる。
- (2) 応援を求められた者は、自らの区域で水防活動を行う必要があるため応援の余裕がない場合、その他やむを得ない事情がある場合以外は求めに応じなければならない。

11. 5 隣接水防管理団体との応援協定

- (1) 次の関係水防管理団体等は、消防相互応援協定に基づき、自らの水防業務に支障のない場合に限り応援の求めに応ずるものとする。応援のため派遣されたものは、応援を求めた水防管理者の指揮の下に行動するものとする。

- 渡良瀬川左岸（渡良瀬大橋上流部）

栃木県佐野市消防本部と群馬県館林地区消防組合

- 矢場川及び渡良瀬川右岸

栃木県足利市水防管理団体及び栃木市水防管理団体と群馬県館林地区消防組合

- 利根川左岸及び渡良瀬川右岸と谷田川右岸

埼玉県埼玉東部消防組合と群馬県館林地区消防組合

- 利根川及び休泊川、藤川

群馬県太田市消防本部と群馬県館林地区消防組合

- 応援の種類

災害の被害を最小限に防止する応援活動全般

- (2) 水防団の報告

派遣された水防団は任務終了、帰団した後直ちに管理者に報告するものとする。

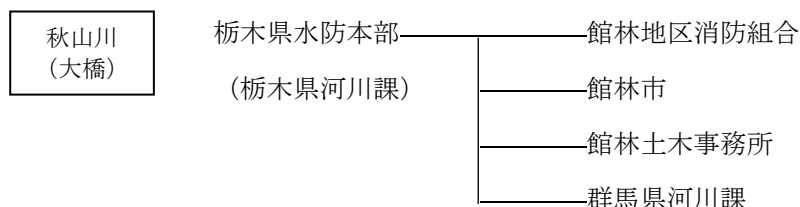
この協定は、群馬県、埼玉県、栃木県相互間の協定の趣旨に基づいて、現地の状況に即応し円滑な水防活動を目的とする。水防団員の差出人員と被応援区域は別表8のとおりとする。

⇒別表8 消防団員の差出人員と被応援区域一覧

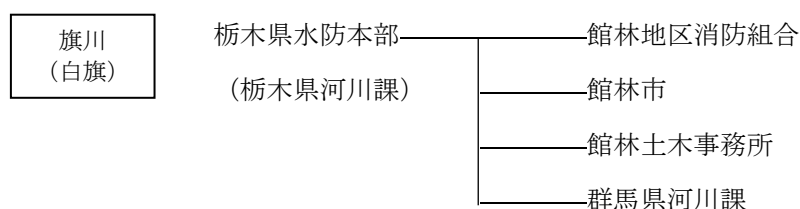
(3) 伝達系統

秋山川（大橋水位標）旗川（白旗橋水位標）の水位を栃木県水防本部（栃木県河川課）から組合へ連絡する。伝達方法は、栃木県水防本部より一般メール及びFAXにより配信。（河川課へ受信確認の電話必要）

●秋山川の水防警報又は洪水予報の伝達系統



●旗川の水防警報又は水位情報の通知及び周知の伝達系統



11. 6 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、法第22条により館林警察署長及び大泉警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

11. 7 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- 派遣を希望する機関
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- 派遣部隊が展開できる場所
- 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

11. 8 住民、自主防災組織等との連携

水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 12 章 公用負担

- (1) 水防法第 28 条の規定により、公用負担を命ずる。

水防本部長、水防長は水防現場において権限を行使する場合、その身分を示す身分証票を携行し関係者の請求があったとき、これを提示しなければならない。なお、これらの委任を受け権限を行使する者に対し、次のような証明書を発行せしめる必要がある場合は、関係者に提示するものとする。

公用負担権限委任証明書	
身 分	氏 名
上記の者	区域における水防法第 28 条第 1 項の規定による権限行使を委任したことを証明する。
年 月 日	
館林地区消防組合管理者	印

- (2) 公用負担の権限を行使するときは、次のような命令書を 2 通作成、1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡すものとする。

公 用 負 担 命 令	
負担者住所	氏 名
水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。	
1 目的物	
(1) 所在地	
(2) 名称	
(3) 種類	
(4) 数量	
2 負担内容	
(使用、収用、処分等について詳細に記入すること)	
年 月 日	
命令者	職氏名 印

これにより損失を受けた者に対して、水防法第 28 条第 2 項の規定に基づき、時価により組合にて補償しなければならない。

第 13 章 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を速やかに 様式 7、様式 7 (2)、様式 7 (3)により、館林土木事務所を経由し知事に報告するものとする。

⇒様式 7 水防実施状況報告書

⇒様式 7 (2) 水防実施箇所別表

⇒様式 7 (3) 水防活動報告書

第 14 章 水防訓練

指定水防管理団体は、法第 32 条の 2 に定めるところにより、毎年 1 回以上訓練を実施するものとする。

第 15 章 浸水想定区域の指定及びその区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

15. 1 洪水浸水想定区域の指定状況

水防法第 14 条第 1 項の規定による、国土交通大臣及び知事は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

本組合に関する洪水浸水想定指定区域図は次のとおりである。

(1) 国土交通大臣指定河川の浸水想定区域の指定

- | | |
|-------------|---|
| ○ 利根川水系利根川 | http://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/tonejo00129.html |
| ○ 利根川水系渡良瀬川 | } http://www.ktr.mlit.go.jp/watarase/watarase_index015.html |
| ○ 利根川水系矢場川 | |
| ○ 利根川水系多々良川 | |

(2) 知事指定河川の浸水想定区域の指定

- 谷田川（平成 29 年 6 月 13 日 群馬県告示第 171 号）
<https://www.pref.gunma.jp/06/h4010209.html>
- 新堀川（令和 3 年 1 月 19 日 群馬県告示第 10 号）
<https://www.pref.gunma.jp/06/h4000167.html>

15. 2 要配慮施設における措置の概要

地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）については、要配慮者が、一般の住民より避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがあることから、地域防災計画に位

置付けられた要配慮者利用施設については、自衛水防組織の設置に努め、避難確保計画の作成と避難に必要な訓練を実施するとともに、その結果を市町長に報告しなければならない。（令和３年５月水防法改正）

- (1) 洪水予報等の情報伝達
- (2) 利用者避難誘導
- (3) 避難経路の確認及び確保
- (4) 関係機関及び要配慮者の保護者への連絡等
- (5) 自衛水防組織の設置

15. 3 大規模工場等における措置の概要

大規模工場等への浸水は、地域の社会経済活動に加えて、より広範なサプライチェーンにも重大な影響を与えるおそれがあることから、大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定めた基準を参酌して市町の条例で定める用途及び規模に該当するもの）において民間事業者自らによる浸水防止の取り組みを促すこととし、地域防災計画に位置付けられたものについては、浸水の防止のための措置に関する計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置について努める。

- (1) 洪水予報等の情報伝達
- (2) 止水板の設置
- (3) 事業の継続に必要な設備等の上階への移動等
- (4) 自衛水防組織の設置

第 16 章 水防協力団体

16. 1 水防協力団体の指定

従来的一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人に加え、営利法人を含む民間法人、法人格を有しない自治会、町内会、ボランティア等幅広い団体を対象として、申請により指定することができる。

16. 2 水防協力団体の業務

- (1) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集、及び提供すること
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと
- (6) 前各号に附帯する業務を行うこと

16. 3 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防協力団体の申請・指定は、館林地区消防組合水防協力団体指定要綱（令和６年管理者訓令第１号）により指定する。

16. 4 水防協力団体との連携

水防協力団体との連携については、館林地区消防組合における水防協力団体との水防協議活動実施要領（令和 6 年消防長訓令第 2 号）に基づくものとする。

館林地区消防組合水防計画

(令和8年7月修正)

発 行 館 林 地 区 消 防 組 合
事務局 消 防 本 部 警 防 課
館林市上赤生田町4050-1
電 話 0276-72-8362